

大田区地域地区図

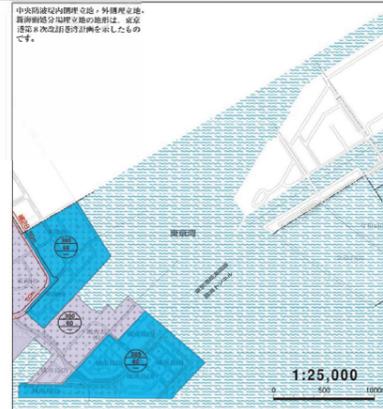
●まちづくり情報システム「まちマップおた」では、住所をも指定して各種情報の検索が可能です。[まちマップおた] https://www2.wagmap.jp/ota/

大田区地域地区図

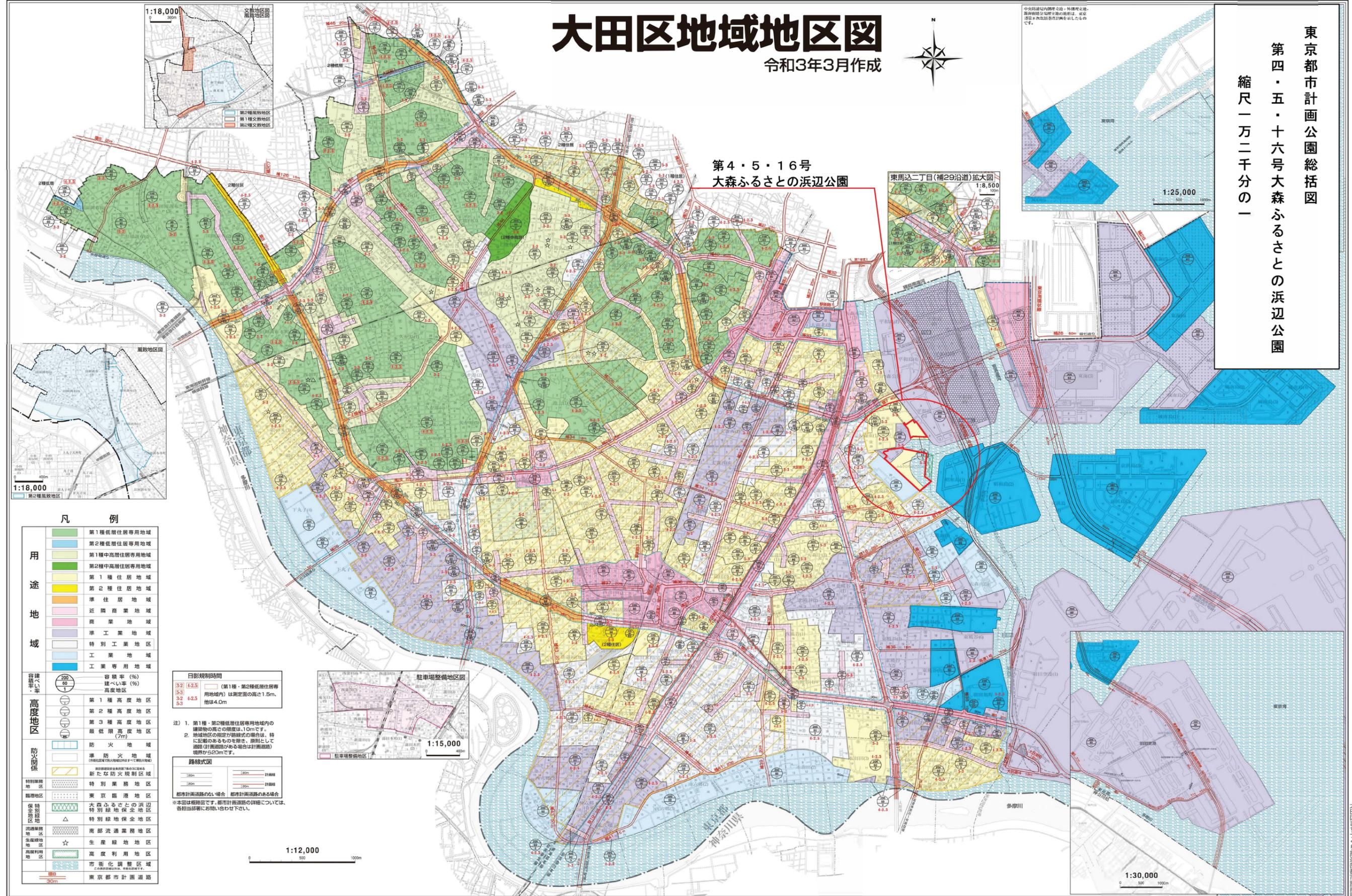
令和3年3月作成



第4・5・16号
大森ふるさとの浜辺公園



東京都市計画公園総括図
第四・五・十六号大森ふるさとの浜辺公園
縮尺一万二千分の一



凡 例

用途地域	第1種低層住居専用地域
	第2種低層住居専用地域
	第1種中高層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域
	第2種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	特別工業地域
	工業地域
	工業専用地域
容積率・建ぺい率	容積率(%) 建ぺい率(%)
高度地区	第1種高度地区 第2種高度地区 第3種高度地区 最低限高度地区(7m)
防火関係	防火地域 準防火地域 新たな防火規制区域
特別地区	特別業務地区
臨海地区	東京臨海地区
緑地地区	大森ふるさとの浜辺特別緑地保全地区 特別緑地保全地区
流通業務地区	南部流通業務地区
生産緑地地区	生産緑地地区
高度利用地区	高度利用地区
	市街化調整区域
	東京都市計画道路

日影規制時間

3.2 12.5 (第1種・第2種低層住居専用地域内) は測定面の高さ1.5m、他は4.0m

注) 1. 第1種・第2種低層住居専用地域内の建築物の高さの限度は、1.0mです。
2. 地域地区の規定が路線式の場合は、特に記載のあるものを除き、原則として道路(計画道路がある場合は計画道路)境界から5.0mです。

路線式図

都市計画道路のない場合 都市計画道路のある場合
大森ふるさとの浜辺特別緑地保全地区については、各担当部署にお問い合わせ下さい。



本図は概略図です。詳細については、大田区まちづくり推進部都市計画課で指定図(1/2500)をご確認ください。